

場とつながりの研究センター 外国人ママのための北神日本語教室

神戸市北区北神地域、三田市、西宮市北部には近年、地域経済の担い手として期待されている外国人労働者が多くいることが考えられる。彼らは家族を伴って本地域に住んでおり、中には乳幼児を抱えて地域で暮らす母親もいることが私たちが主催する「北神日本語教室」に見学に来た外国人の話から分かりました。

1つ目に、日本語が十分に話せないため外出を控え、夫が仕事に行くとはぼ1日中自宅で母子だけで過ごしていることが多く、彼女たちは地域社会とのつながりがなく、近隣住民に頼ることができる人がいないため、緊急時の対応が遅れる可能性があります。次に、英語以外の外国語はまだまだ希少言語であり、行政窓口や病院等で通訳支援などが受けづらい。そのため、緊急時や医療機関において自分自身や子どもの症状を適切に伝えることができない状況にある上、出産を控える外国人妊婦が日本で子どもを産み育て、暮らしていくことを支えるためには、出産後のママ友づくりや子育て相談などができる環境が必要であるが、これらのサービスは日本語によるものが当たり前となっていて、日本語が十分に話せないことで参加することをためらう（もしくは、あること自体を気づくことができない）状況にあるかもしれません。最後、この地域は広大であり、在住外国人が散在している状況があります。

地域には様々な課題があるが、まず「彼女たち自身の日本語能力の向上」や「外国籍ママと日本人支援者のつながり」や「外国籍ママ同士のつながり」が安心して生まれる場づくりが必要であり、それが彼女たちにとってのセーフティネットとしての役割も果たすと思われまます。

「外国人ママのための北神日本語教室」への参加をお待ちしています。

問い合わせ

私たちは、まちの課題を自らの手で解決に向かって取り組む「意欲する市民」がまちに多く生まれるよう、さまざまな情報・ノウハウを提供する等の支援を行っています。場とつながりの研究センターでは皆様からのさまざまな相談支援をしています。初回の相談は無料ですので、気軽にご連絡ください。「子ども・若者の居場所づくり、多文化共生のまちづくり」などにも取り組んでいます。

日本の生活で困っていること、わからないことはありませんか？
仕事のことで悩んでいることは、ないですか？
相談する人が近くにいないければ、私たちが皆さんに会いに行きます。
遠慮をせず、連絡をください。

[連絡先] NPO法人 場とつながりの研究センター
★中国語はメールで予約相談をしてください。
電話: エン 080-6817-7616 (火・水・金)
ほんだ 080-5331-8987 (月～金)
時間: 10:00~12:00、14:00~16:00
メール: kokusai@batotsunagari.net

Email

Facebook messenger



読者のコメントをお願いします

良いサービスを提供するため、下の2次元コードをスキャンしてください。オンラインアンケートを通じて、積極的な協力と誠実なコメントを受け取るのを楽しみにしています。よろしくお願いたします。
※アンケートはベトナム語です。

080-6817-7616 (Yén)
080-5331-8987 (Honda)

兵庫県三田市三田町29-14

kokusai@batotsunagari.net

VOLUME 1, NO.7

2022年12月

つながり

人と人の集う「場」、人と人の「つながり」、人やまちを元気にするエネルギーを生み出す
お互いに助け合い引き立て合っていくことを願い「つながり」としました。

外国人にとって自転車は電車や車に次いで便利な乗り物です。自転車は運転免許証が必要ありません。年齢制限もなく、燃料も必要ありません。しかし、気軽な自転車だからこそ、その乗り方については軽視しがちです。この記事では、個人や家族が事故に合わない、事故を起こさないために安全で快適に自転車を運転するための注意事項を紹介します。



主な禁止事項

ブレーキのない自転車は運転禁止、走行しながら傘差し運転、携帯電話、スマートフォン操作禁止、イヤホンを使用して音楽を聴くなど罰金は5万円以下になります。



交通安全ルールを守る

安全ルールを守る: ①二人乗りの禁止②並進の禁止③夜間はライト点灯④交差点での信号遵守と一時停止、安全確認(例えば、自転車も「止まれ」で必ず止まりましょう!)



自転車は、車道が原則(歩道は例外)自転車は車道の左側部分の左側端に寄って通行します。自転車専用レーンがない場合、工事、幅員が狭い道で交通量が多く、自動車との接触のおそれがある時などやむを得ない場合は、歩道を通行することができます(歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行)。日本で自転車の正しい乗り方や安全な通行方法、自転車の点検整備、自転車保険の必要性などについて、左下の「自転車ハンドブック」の2次元のコードをスキャンしてください。



自転車で飲酒運転禁止

お酒を飲んでから自転車を運転することは違法です。酒酔い運転をした場合の罰則は「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」と規定されています。

新登録と保険加入が義務化

バイクや車と同じように、自転車を購入したり、他の人からもらったたりする場合は、自転車を販売店で登録するか、家の近くの警察署に行く必要があります。登録料は約500円です。歩行者と自転車の事故については、平成16年から平成25年までの10年間で1.9倍に増加しているほか、自転車が加害者になる事故により高額な損害賠償事例も発生しています。自転車利用者が加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担の軽減を目的に兵庫県では自転車保険への加入義務があります。詳しくは左下の「ひょうごのけんみん自転車保険」の2次元コードをスキャンしてください。



自転車ハンドブック
高校生・一般向け用



ひょうごのけんみん
自転車保険

自転車は決められたところに停める

駐輪場に駐輪するようにしましょう。駐輪場以外の場所への自転車の駐輪が、歩行者や他の交通の妨げになります。マナーの向上に努めていきましょう。また、点字ブロックの上には自転車があると視覚障がい者の妨げになりますので、点字ブロックの上には自転車を置かないようにしましょう。

出典: 兵庫県交通安全協会

080-6817-7616 (Yén)
080-5331-8987 (Honda)

兵庫県三田市三田町29-14

kokusai@batotsunagari.net